

福祉環境委員会記録

令和2年5月19日（火）

10時44分～11時08分

全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、井上保険年金課長、森脇税務課長、

土谷資産税課長

【事務局】中谷書記

議題

1 議案第38号 浜田市税条例の一部を改正する条例について

【全会一致可決】

2 議案第39号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【全会一致可決】

3 議案第40号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

【全会一致可決】

4 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 10 時 44 分)

柳楽委員長 ただいまから委員会を開会する。8 名で定足数に達している。
議案 3 件の審査に入る。

1 議案第 38 号 浜田市税条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長 執行部から補足説明は。

(「なし」という声あり)

小川委員 個人住民税関係について。チケットの払い戻しを棄権した場合、
控除の対象になる特例だと書かれている。それをどう証明するの
か。チケットを申請の時に添付書類として提出することを前提に
考えているのか。

税務課長 主催者が文部科学省に申請を出して、対象イベントとして主催
者に払い戻しを受けないことの承認を得る作業がある。承認を受
けた後、指定行事証明書が交付され、それをもって個人個人に証
明していくことになる。

小川委員 行事に指定されるかどうかは、今後の調整の推移を見てからに
なるのか。現段階では控除対象は明らかになっていないのか。

税務課長 対象の行事については国で申請受付を行っている段階であり、
まだ決定はない。県、市においてもこれとは別に新たに指定する
ことは考えていない。

小川委員 軽自動車税について。6 月延長して令和 3 年 3 月 31 日までと
あるが、ここで区切った理由は。国の要綱等を参考にしたのか。

税務課長 地方税法改正にあることで、それに沿ってやっている。

小川委員 1 %分の性能割の部分を軽減として出されているが、金額は 1
台当たりに対してどれくらいか。

税務課長 環境性能割というのは以前県で徴取していた取得税の名前が
変わったもの。軽自動車の価格は車種によって変わると思うが、
それに対して 1%。

小川委員 それぞれについて市民が対象になるかならないか判断するの
に周知が必要だと思うが、周知はどのようにしようとしているか。

税務課長 納付書の発送時期や、発送の形態に合った周知ができればよか

	ったのだが、例えば軽自動車税については、はがきを送っていてチラシが添付できないので、インターネットや報道を受けての問合せが入っているので、そういう形でのみ周知するしかないと思っている。 徴収の猶予については、6月に一斉催告書を出す。それにチラシを同封する予定である。
澁谷委員	各項目に、金額ベースで市民にどういうメリットがあるか推測しているのか。
税務課長	チケットについては20万円までのチケット代となっている。軽自動車税については、車両取得価格の1%なのでそれなりの金額はあるかと思う。固定資産税については後程説明する。 徴収猶予については現在3件ほどすでに申請があり、かなりの金額を猶予している。何百万円単位の案件もある。
資産税課長	以前からあったものに、このたび事業用家屋と構築物が加わった。今まで浜田市内で12件申請がある。税額でトータル600万円ほどの減免になる。
澁谷委員	軽自動車税は請求が起きている。払い戻しを請求するのか。
税務課長	具体的な事務は県がやっているので存じないが、取得された時にあるもので、現在もあるものを6月伸ばすということなので、すでに継続してされていると承知している。
沖田委員	かなりの減免をしているということだが、減免して財政面の影響はあるのか。入ってくるものが入ってこないわけだから。
税務課長	今回の税制改正は猶予なので、待つことが基本。待つだけでは本当の支援にならないということで、相談の中では減免の説明をさせていただき、適用できるものは減免したいと思っているが、その金額がどのくらいになるかや財政的に昨年をどれくらい上回るかは今のところ見込みが立っていない。
市民生活部長	沖田委員の質問は、減免した部分の財政的な補てんはどうするのかという話だと思う。国の税制改正に準じているので、国が交付税で補てんすると考えている。

2 議案第39号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長	執行部から補足説明があるか。
-------	----------------

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑はあるか。

岡本委員

コロナウイルス感染症に感染した人に対するもので、社会保険制度と同様とある。国民健康保険というと、パートの人、学生も対象ではないかと思っている。業種によっては日給月給という形もある。これらについて説明をお願いします。

保険年金課長

傷病手当金については、対象者は感染した人もしくは感染が疑われる人になっている。日額給与の3分の2、対象日数分出す。日額の捉え方が若干社会保険と異なり、社会保険については標準月額報酬や1年間の給与の平均を出すことになっているが、今回の国保の傷病手当金は直近3か月の平均給与を基にする。対象は、今回は被用者に限る。勤めの方で社保の対象にならずに国保に加入されている被用者が対象になる。

岡本委員

学生はこれ以外にいろんな手当をされると聞いている。日給月給という扱いは意外とある。直近3か月と言われるが前年分も見ると、1日当たりの労務費を計算して、日給月給ということになると、労働を伴わないと出ない。その分が100%出るのか。

保険年金課長

直近3か月の給与と働いた日数で割るので、日給部分はそのものが算定されるし、対象となる日数は、本来働く予定であって働けなかった日数なので日額かける日数。働いた分だけ月額になって、同様の算定になると思う。

岡本委員

日給月給の扱いは、傷病で休んだら一日ごとに日給に割り出したものを引く。それを手当できるのかを確認する。

保険年金課長

本来支払われるはずだった給与が出なかった時の所得補償ということで、日数分がもともと出るということであれば算定されるものと考えてる。

岡本委員

経営者がこのことによって固定費等が払えなくなるということ想定したものがここに書かれているのだろう。支払わなかった場合には代わりに支払うと、そういう解釈で良いか。

保険年金課長

それについては附則第7条。事業主から払われる場合は傷病手当金の対象にならない。そこが払われなかった場合に対象になる。もともと払うものを払わなかった場合、傷病手当金は出すが、払

	う予定だったものについては事業主から徴収することになり、国の支援の対象外となっている。もともとどうなっていたかは確認しなければならない。
岡本委員	事業主がもともと払わなければいけなかったのだが払わなかった場合、行政から事業主に対して請求が発生するのか。
保険年金課長	附則第7条では、払う予定だったものについてはそのようになっている。
田畑委員	国保となると自営業、あるいは第一次産業の方が多く加入されていると思うが、こういった方々の基本日額を算定する数字はどのように持ってくるのか。
保険年金課長	今回の対象は被用者となっているので、自営業や第一次産業は対象となっていない。自営業者は持続化給付金等、他の手当がされているので除外されている。一次産業についても他の給付金があるようで、また働いた日数が特定できないので日額算定が難しいところもあると考える。
澁谷委員	条例の背景を聞きたい。傷病手当について今までは任意規定で財政的な事情でしていなかった。今回、コロナウイルスに対して傷病手当金を支給することについての背景は。
保険年金課長	コロナウイルス感染症の拡大を防ぐには被用者の方が仕事を休みやすい状況を作らないといけないということで、休んで給与が出なかった時の所得補償をすることで休みやすい環境を作って、拡大を防ぐ趣旨で特例的な制度になったと考えている。
柳楽委員長	他にあるか。 (「なし」という声あり)

3 議案第40号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長	執行部から補足説明があるか。 (「なし」という声あり)
柳楽委員長	委員から質疑はあるか。
小川委員	先ほどから含めて3つの条例改正があるが、自治体によっては新聞の1面を使つての周知もされている。市の周知方法として、例えば広報に一覧表を掲載して周知するような予定はないのか。
市民生活部長	コロナ対策は市でいろいろ考えているものがいっぱいある。広

柳楽委員長

報にわかりやすいように載せる、ホームページに載せることはこれからしていく。

他にあるか。

(「なし」という声あり)

4 その他

柳楽委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部の方は退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

柳楽委員長

本日の議案について、採決を行う前に討論議題があれば、討論を行いたいと思うが、いかがか。

(「なし」という声あり)

では採決に入る。

議題 1 議案第 38 号 浜田市税条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議題 2 議案第 39 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと

決した。

議題3 議案第40号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。
委員長報告は、正副委員長一任でよろしいか。

(「はい」という声あり)

福祉環境委員会を終了する。

(閉 議 11 時 08 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ⑨